

○西郷村給水条例

平成10年3月23日条例第10号

改正

平成12年3月23日条例第26号

平成15年3月20日条例第11号

平成16年3月24日条例第12号

平成26年3月28日条例第17号

令和元年10月1日条例第22号

令和元年12月19日条例第31号

西郷村給水条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第6条—第12条）
- 第3章 給水（第13条—第22条）
- 第4章 料金・加入分担金及び手数料（第23条—第33条）
- 第5章 管理（第34条—第39条）
- 第6章 貯水槽水道（第40条・第41条）
- 第7章 補則（第42条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、西郷村水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 西郷村水道事業の給水区域は、西郷村水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和58年西郷村条例第10号）第3条第2項第1号の規定により別表に定める区域とする。

（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために村長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- （1）専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- （2）共用給水装置 2世帯若しくは2箇所以上で共用するもの
- （3）私設消火栓 消防用に使用するもの

(共用栓の設置)

第5条 共用栓は、村長が必要があると認めた場合にのみ設置することができる。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第6条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。))

第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。)

又は撤去しようとする者は、村長の定めるところにより、あらかじめ村長に申込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みにあたり、村長は必要と認めるときは、利害関係人の同意書、又はこれに代る書類の提出を求めることができる。

(新設等の費用負担)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、村長が特に必要があると認めたものについては、村においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第8条 給水設置工事は、村長又は村長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ村長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に村長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により村長が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造及び使用する材料を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第4条に定める基準に適合させなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 村長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 村長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第10条 村長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に村長が定める。

(工事費の予納)

第11条 村長に給水装置の工事を申込み者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、村長が、その必要がないと認めた工事については、この限りではない。

2 前項の工事費の概算額は、工事竣工後に清算する。

(給水装置の変更等の工事)

第12条 村長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第13条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、村は、その責を負わない。

(給水契約の申込)

第14条 水道を使用しようとする者は、村長が定めるところにより、あらかじめ、村長に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第15条 給水装置の所有者が村内に居住しないとき、又は村長において必要があると認めるときは給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、村内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第16条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、村長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他村長が必要と認めた者

2 村長は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第17条 給水量は、村の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、村長がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は村長が定める。

3 メーターの位置が管理上不相当となったときは、村長は所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。

(メーターの貸与)

第18条 メーターは、村長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第19条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときはあらかじめ村長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときはすみやかに村長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消火栓を消防用に使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第20条 私設消火栓は、消防又は消防の演習若しくは村長が特に認めた場合のほかは使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、村長の指定する村職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第21条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは直ちに村長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときはその修繕に要する費用は、水道使用者等の負担

とする。ただし、村長が必要と認めるときはこれを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第22条 村長は、給水装置又は供給する水道水の水質について、水道使用者等から請求があったときは検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときはその実費額を徴収する。

第4章 料金・加入分担金及び手数料

(料金の支払義務)

第23条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第24条 料金は、別表第1に定める基本料金及び超過料金並びにメーター使用料との合計額に、消費税額(課税対価の額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率を乗じて得た額。以下同じ。)及び地方消費税額(当該消費税額を課税標準額として地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た額。以下同じ。)を加えた額とする。

2 前項の規定により算定した料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第25条 料金は、隔月の定例日(料金算定の基準日としてあらかじめ村長が定めた日をいう。以下同じ。)にメーターの点検を行い、その日の属する月分及びその前月分として算定する、この場合の使用水量は、各月均等とみなす。

2 村長は、やむを得ない理由があると認めるときは、前項の定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第26条 村長は、次の各号の一に該当するときは使用水量及びその用途を認定する。

(1) メーターに異常があったとき。

(2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。

(3) 使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

第27条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、1か月とする。

2 月の中途において、口径又は用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用し、その使用日数が等しいときは変更後の料率を適用する。

3 水道の使用をやめた場合であってもその届出がないときは料金を徴収する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第28条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用申込みの際村長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、村長がその必要がないと認めるときはこの限りではない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき清算する。

(無届使用に対する認定)

第29条 前使用者の給水装置を無届で使用したものは、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(料金の徴収方法)

第30条 料金は、納入通知書により隔月徴収する。ただし、村長は必要があると認めるときは、この限りではない。

2 給水装置を廃止し、又は中止した場合の料金は、随時これを徴収する。

(加入分担金)

第31条 水道加入分担金(以下「分担金」という。)は、給水装置の新設又は改造工事(分担金の額が増加する場合に限る。以下同じ。)をする者から、別表第2に定める分担金の額に、消費税額及び地方消費税額を加えた額を徴収する。

2 分担金は、給水装置工事の申込みの際、納入しなければならない。ただし、村長が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

3 改造工事及び移転工事等によりメーターの口径又は設置数を変更しようとするときの分担金は、次の各号の区分による。

(1) メーターの口径を増す場合は、新口径と旧口径との差額分とする。

(2) メーターの設置数を増減する場合は、新口径の設置予定数に新口径の分担金を乗じその分担金の合計額が旧口径の分担金の合計額より多くなる場合はその差額分とし、少なくなる場合はそのままとする。

4 既納の分担金は、還付しない。ただし、工事着工前に申込みを取り消した場合には、還付することができる。

(手数料)

第32条 手数料は、次の各号の区分により申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、村長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。

(1) 設計審査手数料(1件につき)

工事費区分	金額
5万円未満	2,000円
5万円以上30万円未満	2,500円
30万円以上50万円未満	3,500円
50万円以上100万円未満	5,500円

100万円以上	7,000円
---------	--------

(2) 工事検査手数料 (1件につき)

工事費区分	金額
5万円未満	2,000円
5万円以上30万円未満	2,500円
30万円以上50万円未満	3,500円
50万円以上100万円未満	5,500円
100万円以上	7,000円

(3) 分岐工事立会手数料 (1件につき)

取出口径 (m/m)	不断水工法	その他の工法
25まで	2,500円	5,000円
25を超え50まで	5,000円	10,000円
50を超えるもの	7,500円	15,000円

備考 その他の工法とは、断水を伴う分岐工事とする。

(4) 私設消火栓使用立会手数料 1基10分間使用につき1,000円。ただし、西郷村の休日定める条例(平成元年西郷村条例第23号)第1条に規定する休日及び午後5時15分から翌日午前8時30分までに立会う場合は、5割増とする。

(5) 給水装置台帳等写し交付手数料 1件につき200円

(6) 国県道の道路占用申請手数料 1件につき3,000円

(7) 給水装置工事事業者指定手数料 1件につき10,000円

(8) 給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき10,000円

2 前項の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第33条 村長は、公益上その他特別の理由があると認めるときはこの条例によって納付しなければならない料金・分担金・手数料・その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第34条 村長は、水道の管理上必要があると認めるときは給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 村長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときはその者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

2 村長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときはこの限りではない。

(給水の停止)

第36条 村長は、次の各号の一に該当するときは水道使用者等に対しその理由の継続する間給水を停止することができる。

- (1) 水道使用者等が、第10条、第17条第3項の工事費、第21条第2項の修繕費、第24条の料金、第32条の手数料その他本条例の規定により納付する金額を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道使用者等が正当な理由がなく第25条第1項の使用水量の計量又は第34条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第37条 村長は、次の各号の一に該当する場合で水道の管理上必要があると認めたときは給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

第38条 村長は、次の各号の一に該当する者に対し1万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第6条の承認を受けないで給水装置を新設、改造、修繕又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく第17条第2項のメーターの設置、第25条第1項の使用水量の計量、第34条の検査又は第36条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第21条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第24条の料金又は第32条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他、不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第39条 村長は、詐欺その他、不正の行為によって第24条の料金又は第32条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(村の責務)

第40条 村長は、法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道(以下「貯水槽水道」という。)

の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 村長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第41条 貯水槽水道のうち法第3条第7項に定める簡易専用水道（以下「簡易専用水道」という。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 西郷村水道事業給水条例（昭和58年西郷村条例第12号。以下「廃止前の条例」という。）は、廃止する。

3 この条例施行の際、廃止前の条例によってなされた承認、検査その他の処分又は申し込み、届出、その他の手続きは、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成12年3月23日条例第26号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月20日条例第11号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日条例第12号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第17号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の西郷村給水条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道で、施行日から平成26年4月30日までの間にその支払を受ける権利が確定される料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が平成26年4月30日以後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回

確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（令和元年10月1日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の西郷村給水条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道で、施行日から令和元年10月31日までの間にその支払を受ける権利が確定される料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が令和元年10月31日以後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの月数で除し、これに前回確定日から令和元年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（令和元年12月19日条例第31号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第24条関係）

1 水道料金

（税抜）

用途	種別		基本料金（1か月につき）	超過料金 1 m ³ につき
	水量	料金		
家庭用	10m ³ まで	1,200円	110円	
団体用	20m ³ まで	2,800円	140円	
営業用	20m ³ まで	2,800円	140円	
官公庁用	20m ³ まで	2,800円	140円	
観賞用	10m ³ まで	3,800円	300円	
工場用	50m ³ まで	7,000円	140円	
車庫用	10m ³ まで	1,200円	140円	

臨時用	10m ³ まで	3,000円	250円
公民館用	10m ³ まで	1,200円	110円
集合住宅用	20m ³ まで	2,800円	140円

2 メーター使用料

(税抜)

口径	13m/m まで	20m/m まで	25m/m まで	40m/m まで	50m/m まで	75m/m まで	100m/m まで
1か月の使用料	100円	200円	400円	400円	2,500円	3,000円	3,500円

別表第2 (第31条関係)

加入分担金

(税抜)

口径	13m/m	20m/m	25m/m	40m/m	50m/m	75m/m	100m/m
金額	円 50,000	円 80,000	円 150,000	円 600,000	円 900,000	円 2,000,000	円 3,500,000